



植物遺伝資源セミナーの概要

山本 昭夫

農林水産政策研究所は、農林水産技術会議事務局の協賛により、平成16年1月19日、農林水産省会議室にて植物遺伝資源セミナーを開催した。テーマは「食料農業のための植物遺伝資源条約（ITPGR）（仮称）」に関連する世界の動向である。同条約は、2001年のFAO総会で採択され本年6月29日に発効するが⁽¹⁾、わが国はこの条約への態度を決めていない。セミナーは同条約を周知する目的で開催され、各方面から80名を超える参加があった。

開会にあたり、農林水産政策研究所西尾所長から、この条約は「農民の権利」⁽²⁾という古い問題からDNAに対する権利のように新しい問題までを含み、また、これから具体的な運用を決めていくことも多いので、これを契機に広範な議論につなげて欲しいとの挨拶があった。また、先端産業技術研究課清家課長から、わが国は遺伝資源を海外に依存する面も強く、この条約に基づき設立される多国間システム（MLSという）は、遺伝資源を安定的に保全・利用促進する透明・公正なシステムであることから、これを基本的に必要と考えており、この機会に条約を十分理解して欲しいとの挨拶があった。

1. 報告の概要

セミナーは、農林水産政策研究所の山本の司会により、次の演題による報告と質疑応答で進められた（なお、講師の所属については講演時のものである）。

- ・ ITPGRの概要——交渉経過と農水省の対応——

新野孝男 農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課

- ・ ITPGRの背景にある国際動向——特にCBD⁽³⁾との関連で——

山本昭夫 農林水産政策研究所地域資源研究室

- ・ ITPGRとUPOV条約⁽⁴⁾

小出 純 生産局種苗課

- ・ ITPGRとCBD時代の植物遺伝資源導入——ジーンバンクの機能——

長峰 司 （独）農業生物資源研究所ジーンバンク

新野報告は、ITPGRの目的（遺伝資源の保全、持続可能な利用、利用から得られる利益の公正・衡平な配分）、その下で構築されるMLSの内容（対象作物範囲（35作物＋29属飼料作物）、遺伝資源へのアクセス条件、遺伝資源利用者からの利益配分、MLSで用

いられる標準素材移転契約（MTA）⁵⁾，「農民の権利」，条約から誰がどのような利益を得るか，条約に加入した場合のメリット・デメリット，条約発効の見通し，農水省の立場（MLSは必要であり，ITPGRに加入する方向で検討する）について行われた。

山本報告は，食料農業のための植物遺伝資源における利用上の特性（交雑育種が想定されている），CBDが，遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益配分問題に与えたインパクト（各政府に対する遺伝資源アクセス規制権付与と，遺伝資源利用者から遺伝資源提供者への利益配分の義務化），課題と展望（今後も遺伝資源をめぐる議論が続き，政府以外の者を含む当事者からのインプットが不可欠）について行われた。

小出報告は，UPOVの概要（目的と組織，育成者権といわゆる特許の違い），UPOVとITPGRの接点（権利設定の目的，ともに育種促進のため遺伝資源へのアクセス重視で一致，UPOVの観点から見たITPGR（育種促進で対立せず，育成者権に反しない。しかしMTAが未定で育成者権への影響は未知数）），関連事項（WIPO，WTO - TRIPS⁶⁾における知的財産権をめぐる議論の動き）まとめ（MTAの定めるルールが重要，関連国際機関の動きの総体的フォローが必要）について行われた。

長峰報告は，植物遺伝資源の重要性（例えばもち性コムギ作出に果たしたジーンバンクの役割），ジーンバンクにおける植物遺伝資源導入の現状分析（生息域内保存・生息域外保存とジーンバンク活動の関係，遺伝資源の交換・受入と探索・収集，とくに海外探索や海外研究機関からの受入が，CBDの発効以降数量的にも手続的にも困難に），ITPGR加入で海外植物遺伝資源へのアクセスがどのように変わるか（MLSへのジーンバンクの対応方向）について行われた。



セミナー講師：左から山本，新野，小出，長峰の各氏

2. 質疑応答

各講師への個別質疑に加え、全体での質疑応答・意見交換が行われた。そこで取り上げられた主な話題は、次のとおりである。

MLSに遺伝資源を提供しなければならない範囲（国立大学および国立研究機関，都道府県立試験研究機関も，国の管理下などにあるのか）

MLSの作物リストに掲載されているもののうち，MLSに提供しなければならない遺伝資源の範囲。

わが国が条約に早期加入することの重要性（締約国会議における重要事項決定に際しての，わが国の発言権確保）

MLSから受領した遺伝資源に対する特許権取得（とくに遺伝子特許）の可否。

これらは，いずれもITPGR加入に際して重要な論点である。今回のセミナーで，本条約の意味とその影響の概要は，参加者に伝わったものと感じられる。わが国が条約への対応を決めるに際し，早急に産学官関係者間の議論を深めることが重要である。



会場風景

注 1) 条約の概要と英文テキスト及び加入国は，<http://www.fao.org/ag/cgrfa/itpgr.htm> より入手可能。第28条により，同条約は40カ国の批准等から90日後に発効するとされているが，本年3月31日に加入国数の要件が満たされた。

(2) 1989年のFAO総会決議(5/89)で，「農民の権利とは，農民による過去・現在・未来にわたる植物遺伝資源の保全，改良，利用可能なかたちでの提供の面での，とくに原産地及び変異の中心地における農民の貢献に由来する権利である」とされ，ITPGRでも，これが基本的に継承されている。

(3) CBD：生物の多様性に関する条約

(4) UPOV条約：植物の新品種の保護に関する国際条約

(5) MTAの具体的な内容は，今後交渉される。

(6) WIPO：世界知的所有権機関，WTO - TRIPS：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（WTO協定附属書1 - C）